

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の 全国集計結果（令和 5 年度）について



環境省はポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 廃棄物特別措置法）に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、2024 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめました。

PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めていくためには、PCB 廃棄物の数量を確実に把握しておくことが重要であることから、都道府県等に対し、保管事業場の確実な把握を進めるとともに、PCB 廃棄物が適正に保管され、不適正な処理が生じないよう事業者に対する指導、助言の徹底に努めるよう指導を行っていくこととしています。

1. 集計の範囲

都道府県等において PCB 廃棄物を保管する事業者から届出のあった PCB 廃棄物の種類毎の保管量及び PCB 使用製品の種類毎の使用量を集計したものを環境省において集計しました。PCB 廃棄物の種類は、以下のとおり分類しました。

廃棄物の種類及び製品の種類※

- ① 変圧器（トランス） ②コンデンサー（3kg 以上） ③コンデンサー（3kg 未満）
④柱上変圧器（柱上トランス） ⑤安定器 ⑥PCB を含む油 ⑦感圧複写紙 ⑧ウエス
⑨OF ケーブル ⑩汚泥 ⑪塗膜 ⑫その他の機器 ⑬その他

※PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領に示す「廃棄物の種類」及び「製品の種類」を 13 分類したもの

2. 2024 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等集計結果

全国の集計結果：<https://www.env.go.jp/content/000300874.pdf>

都道府県単位の集計結果：<https://www.env.go.jp/content/000300876.pdf>

令和 4 年度末時点の PCB 廃棄物の保管等の状況及び令和 5 年度末時点への変化量：

<https://www.env.go.jp/content/000300875.pdf>

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社 PCB 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 3 月 31 日付 環境省報道発表資料](#)

